

令和7年9月2日
障 害 福 祉 部
障害保健福祉課

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部を改正する条例

1 主旨

児童福祉法の規定に基づき、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」により条例で定めることとされている「世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(以下、「本条例」という。)について、今般、児童福祉法が改正されたため、本条例の一部を改正する条例案を、令和7年第3回区議会定例会に提案する。

2 児童福祉法の改正内容

全国的に保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいる状況を踏まえ、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等を利用できる環境を整備する必要があることから、施設職員から虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務等について、児童福祉法に規定された。

3 主な改正内容

本条例第40条において「虐待等の禁止」を規定し、児童福祉法第33条の10(第1項に該当する部分)を引用している。

今回の児童福祉法の改正により、第33条の10に第2項、第3項が追加されたが、本条例では、第33条の10第1項のみを引用することから、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

4 改正案

別紙 新旧対照表のとおり

5 施行予定日

令和7年10月1日

6 今後のスケジュール(予定)

令和7年9月 令和7年第3回区議会定例会(改正条例案の提案)

7 その他(障害者施設従事者による障害者虐待について)

区では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」に基づき、障害者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援を行っている。また、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けており、通報を受けた場合、区は都をはじめとした関係機関と連携して虐待防止等に取り組んでいる。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和元年10月 1 日条例第28号 改正 令和 2 年 3 月 4 日条例第10号 令和 3 年 3 月 9 日条例第14号 令和 3 年 6 月25日条例第35号 令和 5 年 3 月 6 日条例第13号 令和 5 年 6 月27日条例第45号 令和 6 年 3 月 5 日条例第18号 令和 7 年 3 月 5 日条例第55号 令和 7 年 9 月30日条例第●号	○世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和元年10月 1 日条例第28号 改正 令和 2 年 3 月 4 日条例第10号 令和 3 年 3 月 9 日条例第14号 令和 3 年 6 月25日条例第35号 令和 5 年 3 月 6 日条例第13号 令和 5 年 6 月27日条例第45号 令和 6 年 3 月 5 日条例第18号 令和 7 年 3 月 5 日条例第55号
世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 目次 （略） 第 1 条～第39条 （略） （虐待等の禁止） 第40条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第 1 項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 2 項 （略） 第41条～附則 （略） 附 則（令和 7 年 9 月30日条例第●号） この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。	世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 目次 （略） 第 1 条～第39条 （略） （虐待等の禁止） 第40条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 2 項 （略）